

令和3年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年11月12日
開催年月日 令和3年11月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 13時56分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	11	林 春政
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
7	小埜 一博		第1区域 中井 孝志
9	染野 嘉明		第3区域 染野 亘志
10	宮澤 史明		第4区域 齊藤喜久夫

○欠席委員

3 高橋 満
8 山口 俊司

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 浅見 孝典
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画1件について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより第11回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。あと一月足らずで今年も終わろうとしております。今年は本当に温暖化ということで異常気象ということでいろいろありました。農業関係もこの間も話したんですけれども、いろいろなものがうまくいかなかったという話をお聞きしました。

また、22日ですか、皆野長瀬の直売所で品評会がありました。課長が審査員で来ていただいたんですけれども、おかげさまで長瀬のほうも去年は170くらいしか来ていなかった。今年は185ぐらいの件数が出まして、3名、長瀬のほうで入賞しました。ジャガイモが——さん、カリフラワーが——さん、ゴボウが——さんと3名、賞に入りました。あとは銀賞、銅賞になるんであれなんですけれども、一応そういう報告を受けております。

以上でございます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入らせていただきたいと思います。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、高橋委員、山口委員、2名の欠席の届けがありましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 では、議事録署名人の指名を行います。

9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。よって、議事録署名人に9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

10月26日、秩父郡市協議会の役員が皆野町で開催され事務局と出席しました。

また、11月23日、勤労感謝の日に宝登山神社において、恒例の産業祭が開催されまして出席してきました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可3件について、審査します。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が駐車場拡張の転用のために
ついて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、———、地目はどちらも畑、面積は5.51、6.99の合計12.5平方メートルの2筆です。

転用の目的は、駐車場の敷地拡張で追認となります。権利の内容は売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は———区内、

譲受人が営業している—————の店舗の北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、—————の父である亡き—————から駐車場として賃借してまいりましたが、土地の分筆登記農地法第5条の許可等を受けておりませんでしたので、今般、申請することといたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もご覧ください。土地造成は12.5平方メートルです。

次に、資金計画ですが、—————、—————

—————、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、駅から500メートル以内にある農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線4号線に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 18日に事務局の浅見さんと、それから久保田さんと私、3人で見に行きました。

宝登山の広い舗装路があるんだけど、そこから150メートルぐらい北にある土地なんだけども、—————のそばにある土地です。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。4番、久保田穂積委員の説明をお願いします。

○4番久保田穂積委員 4番の久保田でございます。

11月18日、事務局の浅見さん、推進委員の中井さん、それと私、3人で確認しました。

場所につきましては、—————区内で、旧長瀬交番の跡地から北に150メートルくらい行った場所です。

現状ですが、前回、7月だったんだっけ、7月頃1回この土地を申請したんで、皆さん許可いただいたんですけども、現在駐車場として使っています。今回、何でというと、新た

に分筆漏れが出たんで、その分筆漏れの申請だと思います。

現在、農地にも復活もできないんで、駐車場として利用していますので、全然問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長 久保田穂積委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———
———、———氏が太陽光発電施設の設置へ転用のためのことについて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、———、———
———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———
———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は1,114平方メートルの1筆です。

転用の目的は、太陽光発電施設の設置となります。権利の内容は賃借権となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は——区内、——
——区の公会堂の西南に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、地主様は旦那様と会社勤めをしているため、農業をすることができません。将来的にこの土地で農業を行う予定がありません。今回この土地が日当たり等の条件もよいことから、———と地上権設定で双方合意し、太陽光発電施設として申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は1,114平方メートルです。工作物は太陽光パネル288枚となります。

次に、資金計画ですが、

、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道野上下郷86号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当区域推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 11月18日ですかね、浅見さんと嘉明さんの3人で現地を見に行きました。

今、説明があったとおり、クルミの木が2本、植わっているだけで、たしかどこから以前運んだんじゃないですか。後はもう更地で何も役になっていないと。ただ、クルミはうまいものですからね、私もたまには拾いに行って食べたんですけども、そういった関係で、ほかのものには全然問題ないというふうに思います。

以上です。

○議長 染谷亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。9番、染野嘉明委員の説明をお願いします。

○9番染野嘉明委員 18日に事務局の浅見さんと推進委員の染野さんと3人で現地を見に行ってきました。

場所につきましては、——区内、公会堂から100メートル以内のところです。

転用については、施設の周囲への影響が少ないと考えられますので、特に問題はないと思います。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 染野嘉明委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

どうぞ。

○齊藤喜久夫委員 1点だけちょっと教えてもらえませんか。

京セラコミュニケーションシステムというのは、あそこのゴルフ場の跡地をやっている業者とは違う。

○事務局 今回の申請者さんはそれとは関係ないです。

○齊藤喜久夫委員 それとは関係ないの。前、たしかあそこを京セラとか何か、京都とか広島
のほうの何か合併会社だったよね、あのゴルフ場をやったのは。

○事務局 そうですね。前、変電施設のときに申請があったとは思いますが、別の会社になります。

○議長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長 ほかにございませんので、以上で質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号3、———氏所有の農地を———、———氏が資材置場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明します。

番号3、譲受人、住所・氏名、———、———
一、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字———、地目は畑、面積は1,166平方メートルの1筆です。

転用の目的は、資材置場となります。権利の内容は売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は———区内、以前まで市民農園として利用していた長瀬ふるさと農園の農地の西南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、業務拡大に伴う今後の資材置場の需要を考えて計画しましたという事です。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図も併せてご覧ください。土地造成は1,166平方メートルです。

次に、資金計画ですが、

——、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、役場300メートル以内にある農地として、第3種農地となります。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中34号線、町道本中89号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員ですが、第2区の委員が欠員のため省略し、農業委員の説明をお願いします。

12番、高田幸好委員の説明をお願いします。

○12番高田幸好委員 12番、高田です。

本件につきましては、19日に事務局の浅見さんと2人で現地を確認させていただきました。

ご案内のとおり、役場の隣にある和田の田んぼの端にある土地でございまして、長い間通学路に面しているんですが、耕作放棄地でちょっと問題になったような土地ですが、現在は手入れをされて、きちんと整備されております。

近くに人家もございましてけれども、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎議案第2号 農用地利用集積計画1件について

○議長 議案第2号 農用地利用集積計画1件について審議いたします。

番号1について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

番号1、借受人、住所・氏名、—————、—————さん。貸付人、住所・氏名、—————、—————さん。権利を設定する土地は、所在地、大字本野上字—————、—————、—————、—————、—————、地目は全て台帳、現況ともに畑、面積は上から1,415、884、238、350、153の合計3,040平方メートルの5筆となります。利用権の種類は、賃借権の設定。内容はソバ、始期、存続期間については、令和3年12月20日から令和4年12月19日までの1年です。借賃は10アール当たり2,000円で、支払方法は現金支払いとなります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は——区内、——集落農業センター北西の場所です。

なお、耕作については現地確認を行い、実施していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより1番に対する質疑と採決を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございますが、12月の委員会は27日月曜日、午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、27日月曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から他にございますか。

○事務局 事務局からお配りしているものでご案内させていただきます。

まず、会長からのご報告もありましたが、先日、農業委員会の秩父郡市の協議会の役員会が行われて、例年1月に実施していた研修会と懇親会について実施の可否等の話合いが行われました。今回は研修会のみ実施されることが決定しました。日程や場所等につきましては、お手元のほうに開催通知の写しを置かせていただいておりますので、そちらのほうをご確認ください。

こちらにつきましては、参加者名簿を皆野町が事務局をやっておりまして、そちらに研修会に参加するかどうかというものを連絡をすることになっていきますので、来月の農業委員会までに欠席される方につきましては、事務局にご連絡をいただければと思います。

置かせていただいた通知をご説明しますと、開催するのが1月14日の金曜日の2時からとなります。場所が皆野町の文化会館、役場の横となります。こちら事務局としましては乗り合わせの車で配車を考えておりますので、それもありますので、参加する人数を把握したいので、もし欠席される方がいらっしゃれば、あらかじめ事務局にご連絡をいただければと思います。

こちらの研修会については、来月の農業委員会の際に、改めてまたご案内させていただきますので、その際に詳細なお話等をさせていただく予定となっております。

研修会につきましては、以上となります。

続きまして、こちらもお手元に置かせていただいております農業委員会の手帳となります。

こちらにつきましては、来年から使えるものになりますので、1月よりご活用いただければと思います。

事務局からは以上になります。

すみません、あと、パンフレットが1冊ほど置かせていただいたんですけども、こちらは野原のほうから置かせていただいたパンフレットです。

○事務局 すみません、農政宛てに届いたパンフレットをすみませんが置かせていただきましたので、よかったら見てみてください。

以上です。

○事務局 事務局からは以上になります。

○議長 以上で、議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 それでは、委員の皆様には慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第11回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

(午後1時56分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年11月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 染 野 嘉 明

署名委員 宮 澤 史 明